

令和7年度 市民後見人養成講座受講者募集

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分なかたが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを支援する制度です。

市民後見人とは、判断能力が不十分なかたの生活を支えていくため、一般市民のかたが「後見人」となり、本人に代わって金銭管理などの支援をおこなうものです。

市民後見人を養成するため、令和7年度市民後見人養成講座の受講者を募集します。講座では、後見人活動に必要な知識を修得していただき、今後、市や社会福祉協議会が行う後見活動に協力していただきます。

◆応募条件

次の全てに該当するかた

- (1)市内在住で、令和7年4月1日現在で25歳以上のかた
- (2)原則として全ての講習に参加できる
- (3)受講終了後、後見人として活動する意思がある

◆募集定員

20人 ※書類選考あり

◆受講内容

座学と実習によって構成された体系プログラムにより、後見人活動に必要な知識を学びます。

◆開催日

〈座学〉 令和7年10月18日、11月8日、22日、12月13日、1月17日(全5回)
いずれも土曜日

〈実習〉 平日に家庭裁判所の見学を予定

◆受講料

1,500円(テキスト代)

◆申込み

9月26日(金)【当日消印有効】までに申込書を持参又は郵送で館林市社会福祉協議会へ

◆問合せ

館林市社会福祉協議会 地域福祉課

住所 館林市苗木町2452-1 電話 0276-75-7111